

福岡県公報

平成二十五年三月一日
第三千四百七十五号
増刊
①

目次

規則(第二号)

○福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則等の一部を改正する規則

(医療保険課)……………一

告示(第三百十一号―第三百十二号)

○福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定の一部を改正する告示

(財政課)……………二

○海岸保全区域の指定の一部改正

(港湾課)……………二

議案

○福岡県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示

(議会事務局総務課)……………三

教育委員会

○平成25年度における福岡県教育委員会事務局職員の駐在に関する訓令

(教育庁総務課)……………四

規則

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二号

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則等の一部を改正する規則

(福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部改正)

第一条 福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則(平成十八年福岡県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号へを次のように改める。

へ 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額(交付年度において交付年度の前々年度の実績医療費(交付年度の前々年度において市町村ごとに福岡県国民健康保険団体連合会が審査決定した費用(病床数の過剰その他の特別事情に係る額を除く。)をいう。以下同じ。))を同年度の基準医療費(交付年度の前々年度の年齢階層ごとの県平均一人当たり実績医療費に同年度の年齢階層ごと一般被保険者数を乗じて得た額の合算額として市町村ごとに算定した額をいう。以下同じ。))で除した数(大きい市町村であつて医療費の適正化のための措置を特に講ずる必要があるものとして知事の指定を受けた市町村にあつては零とする。))

(1) 交付年度の前々年度の実績医療費が同年度の基準医療費の〇・九倍以下である場合 基準医療費の十万分の三百七十五に相当する額

(2) 交付年度の前々年度の実績医療費が同年度の基準医療費の〇・九倍を超え、かつ、当該基準医療費の〇・九五倍以下である場合 基準医療費の十万分の二百五十に相当する額

(3) 交付年度の前々年度の実績医療費が同年度の基準医療費の〇・九五倍を超え、かつ、当該基準医療費以下である場合 基準医療費の十万分の百二十五に相当する額

(4) 交付年度の前々年度の実績医療費が同年度の基準医療費を超え、かつ、当該基準医療費の一・〇五倍以下である場合 基準医療費の十万分の五十に相当する額

(5) 交付年度の前々年度の実績医療費が同年度の基準医療費の一・〇五倍を超える場合 基準医療費の十万分の二十五に相当する額

(6) 交付年度の前々年度の実績医療費を同年度の基準医療費で除した数について県内で最も小さいものから順次その順位を付した場合における第一順位から第六順位までに該当する場合 (1)から(5)までの規定にかかわらず、基準医

療費の十万分の五百に相当する額

第三条第一号ト中「**診療診察費**」を「**診療医療費**×0.5」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 削除

附則に次の三項を加える。

8 平成二十四年度から平成二十六年年度までの各年度における福岡県国民健康保険調整交付金については、第二条第一項中「千分の五十八」とあるのは「千分の七十八」とする。

9 当分の間、財政健全化交付金の額は、第三条の規定にかかわらず、次に掲げる額（その額に五百円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときは、これを千円に切り上げるものとする。）の合算額とする。

一 第三条第一号イからリまでに掲げる額の合算額に知事が別に定める率を乗じて得た額

二 次の式により算定した額（その額に五百円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときは、これを千円に切り上げるものとし、式の値が負数となるときは零とする。）に知事が別に定める率を乗じて得た額

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{保険財政共同安定} \\ \text{化事業拠出金額} \\ \text{保険財政共同安定} \\ \text{化事業交付金額} \end{array} \right] - 1.01}{\text{保険財政共同安定} \\ \text{化事業交付金額}} \times \text{保険財政共同安定} \\ \text{化事業交付金額}$$

備考

1 保険財政共同安定化事業拠出金額とは、交付年度に市町村が拠出する国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）（附則第十九条に規定する標準保険財政共同安定化事業拠出金の額をいう）。

2 保険財政共同安定化事業交付金額とは、交付年度に市町村が交付を受ける国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第十六条の二に規定す

る保険財政共同安定化事業交付金の額をいう。

10 前項第一号の額は、条例第三条第二項の交付金の総額の九十分の十二に相当する額を超えないものとする。

（福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則（平成二十一年規則第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年度まで」を「平成二十六年年度までの各年度」に改める。

附則第四項中「平成二十五年度」を「平成二十五年度及び平成二十六年年度の各年度」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則第三条第二号の改正規定及び同規則附則に三項を加える改正規定（同規則附則第九項及び第十項に係る部分に限る。）は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示

福岡県告示第三百十一号

福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定（昭和三十三年四月福岡県告示第二百九十一号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成二十五年三月一日

福岡県知事 小川 洋

第四十号を次のように改める。

40 福岡県政務活動費交付金

福岡県告示第三百十二号

海岸保全区域の指定（昭和三十三年三月福岡県告示第二百八十五号）の一部を次のよ

うに改正する。

平成二十五年三月一日

福岡県知事 小川 洋

第百十六号の次に次の一号を加える。

百十七 玄界灘沿岸 芦屋海岸 夏井ヶ浜地区海岸

(一) 区域

点一から点二二までの各点を順次に結び、点一に帰する線に囲まれた区域(延長二二八・四七メートル)

(二) 基準点、基点及び点の表示(角度は方眼北方位角とする。)

基準点 遠賀郡芦屋町大字山鹿一五九二番地にある国土交通省国土地理院の三等

三角点山ノ内(北緯三三度五四分〇二秒九〇二七、東経一三〇度三九分五三秒三〇〇七)

基点 遠賀郡芦屋町大字山鹿地内にある福岡県北九州県土整備事務所三級基準点

三〇二号(北緯三三度五四分五三秒七七四、東経一三〇度四〇分一秒六四五)

- 点一 基点から六九度〇五分四二秒の方向に三四・七〇メートルの地点
- 点二 点一から三一〇度四四分五三秒の方向に五五・四四メートルの地点
- 点三 点二から四〇度四四分五一秒の方向に二一〇・四一メートルの地点
- 点四 点三から一三〇度四四分五一秒の方向に五二・九六メートルの地点
- 点五 点四から二一五度〇一分三三秒の方向に二一・四六メートルの地点
- 点六 点五から二五〇度一七分〇九秒の方向に二三・〇四メートルの地点
- 点七 点六から一九一度五九分五二秒の方向に二五・八七メートルの地点
- 点八 点七から二三三度四〇分二八秒の方向に一三・四七メートルの地点
- 点九 点八から二一三度〇五分一五秒の方向に七・八三メートルの地点
- 点十 点九から一八九度〇二分〇七秒の方向に一三・三四メートルの地点
- 点十一 点十から二一五度〇一分〇一秒の方向に一四・〇九メートルの地点
- 点十二 点十一から二四六度二九分〇八秒の方向に七・六四メートルの地点
- 点十三 点十二から二七七度四五分〇二秒の方向に一〇・〇九メートルの地点
- 点十四 点十三から二四〇度二八分一三秒の方向に二・三七メートルの地点

- 点十五 点十四から一九九度五八分四六秒の方向に四・〇七メートルの地点
- 点十六 点十五から一六九度四五分二九秒の方向に三・五八メートルの地点
- 点十七 点十六から二〇八度二〇分一九秒の方向に六・九七メートルの地点
- 点十八 点十七から一九三度一三分二五秒の方向に一一・四二メートルの地点
- 点十九 点十八から二三五度五四分三四秒の方向に一三・六五メートルの地点
- 点二十 点十九から二三二度〇六分〇三秒の方向に三一・一四メートルの地点
- 点二一 点二十から二一五度五六分四八秒の方向に八・八七メートルの地点
- 点二二 点二一から二一四度五七分四九秒の方向に七・七六メートルの地点

議 会

福岡県議会告示第一号

福岡県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月一日

福岡県議会議長 松本 國寛

福岡県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示

福岡県政務調査費の交付に関する規程(平成十三年三月福岡県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県政務活動費の交付に関する規程

第一条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第二条中「第四条」を「第五条」に改める。

第三条中「第五条」を「第六条」に改める。

第四条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第一項及び第二項中

「第七条」を「第八条」に改める。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

第七条中「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に、「政務調査費の支出」を「政務活動費の支出」に、「政務調査費の交付」を「政務活動費の交付」に改め、同条を第六条とする。

第八条第一項及び第二項中「第十二条」を「第十一条」に改め、同条を第七条とする

別表を削る。

○ 様式第一号中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第4条」を「第5条」に改める

○ 様式第二号中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第4条」を「第5条」に改める

○ 様式第三号中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第4条」を「第5条」に改める

○ 様式第四号中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第5条」を「第6条」に改める

○ 様式第五号中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第7条」を「第8条」に、「但し」を「ただし」に改める。

○ 様式第六号中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第6条」を「第5条」に改める

附則

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。

教育委員会

福岡県教育委員会訓令第一号

本 庁

出先機関

平成二十五年三月一日

福岡県教育委員会

平成二十五年三月一日

(目的)

第一条 この訓令は、福岡県教育庁組織規則（平成十年福岡県教育委員会規則第三号）

第二十六条第二項の規定に基づき、福岡県教育委員会事務局職員（以下「職員」と

いう。）を市町に駐在させ、もって行政の適正かつ能率的な遂行を図ることを目的とする。

第二条 駐在させる職員（以下「駐在職員」という。）の駐在場所等は次のとおりとする。

区分	駐在場所	所属機関名	担当事務
連絡事務関係	北九州市 久留米市 飯塚市 春日市 遠賀郡遠賀町	福岡県教育庁教育振興部 体育スポーツ健康課	関係行政機関及び関係団体との連絡事務に関すること

(指揮系統)

第三条 駐在職員は、所属機関の長の指揮を受けて、その事務に従事する。

(補則)

第四条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成二十五年九月三十日限り、その効力を失う。